

決定! 2008 ひこねお城大使



たかはた りかり
高畑結加梨さん
(岡町)

「彦根をまた訪れたい」と思
っていただけるように、彦根
のすばらしさを、国内や海外
にPRしたいです。



やまもと ともこ
山本知子さん
(宇尾町)

昨年の築城 400 年祭の勢い
に負けたくない、たくさん
の人に彦根を楽しんでいただ
きたいです。

お二人には、これから1年間、彦根を代表し
て他市との交流事業や各種行催事、観光キャン
ペーンなどで活躍していただきます。

福祉有償運送の 登録にかかる申請について

障害福祉課

道路運送法に基づき、NPO法
人などが、営利を目的としない範
囲で、外出時に支援が必要な人(要
介護認定者や、身体障害者など)を、車
を使って、有償で移送できます。
このサービス(福祉有償運送)を提
供する場合には、道路運送法に基
づき、運輸支局への登録が必要で
す。

福祉有償運送のサービスを行
うとする団体は、期日までに必要
書類を提出してください。
申請期日 6月30日(月) 午後5時
15分
※今回の申請分は、7月下旬〜8
月上旬に開催予定の運営協議会
で審査されます。
必要書類 必要書類、様式など、
詳しくは、彦根市ホームページ
をご覧ください。
書類提出・問い合わせ先 彦根市
福祉有償運送運営協議会事務局
(障害福祉課内) ☎27-9981
番、FAX26-1767番

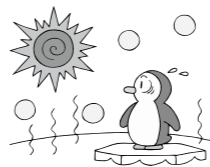
ご意見をお待ちしています

①彦根市低炭素社会 構築都市宣言(案)

私たちが、化石燃料を利用することによ
って、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に
排出されます。その結果、地球規模での気候
変動が急激に進んでいます。

彦根市では、市民一人ひとりが、地球温暖
化を認識し、炭素排出削減に向けて、責任あ
る行動を実践できるようにするため、「彦根
市低炭素社会構築都市宣言」を行う予定です。

この宣言(案)について、市民の皆さんの
ご意見を募集します。いただいた意見などは、
市に対する考え方とともに整理したうえで公
表します。なお、いただいた意見に対し
て個別に回答はいたしませんのであらか
じめご了承ください。



②彦根市路上喫煙の防止に 関する条例(案)

路上喫煙には、歩行者への危険性や、吸い
殻のポイ捨てにより美観を損なうなど、多く
の問題があります。彦根市では、これらの問
題に対応するため、「彦根市路上喫煙の防止
に関する条例」を制定する予定です。

この条例(案)について、市民の皆さんの
ご意見を募集します。いただいた意見などは、
市に対する考え方とともに整理したうえで公
表します。なお、いただいた意見に対して個
別に回答はいたしませんのであらかじめご
了承ください。

計画(案)の公開場所 生活環境課、情報
公開コーナー(市役所1階)、支所・各出張所
提出期限 6月30日(月)

提出方法 生活環境課に直接お持ちいた
だくか、郵送、ファクス、Eメールで提出
してください。

提出・問い合わせ先 生活環境課(〒522-
8501 元町4-2) ☎30-6116、FAX27-0395、
Eメール: kankyohozen@ma.city.hikone.
shiga.jp

所得の減少によって所得税が 課税されなくなった人は申告を

国税課

平成19年度に実施された「税
源移譲」の影響で、ほとんど
の人の住民税が増額され、所
得税が減額されました。
ところが、平成19年の所得
が減って、所得税が課されな
くなった人は、所得税を減額
することができず、住民税の
み増額されたこととなります。
このような人は、申告するこ
とで、増額した分の住民税が
還付されます。

※平成19年分所得が、平成18
年分比で減少しているも、
平成19年分所得に所得税が
課税された人は、対象にな
りません。
※住宅ローン控除、配当控除
などによって、所得税が課
されなくなった人や、平成
19年中に死亡した人、国外
に転出した人は対象になり
ません。
申告期間 7月1日(火)〜同31
日(木)
申告先 平成19年1月1日現
在で居住していた市区町村
(郵送での申告もできます)
申告書用紙の配布 国税課
窓口にて備え付けてあるほか、

彦根市ホームページ(トップ
ページ)申請書ダウンロード
関係市市民税・県民税減額申告書
からダウンロードできます。
※該当すると思われる人には、
申告手続きのご案内を6月
末までに郵送する予定です。
※なお、転入などで平成19年
度または平成20年度の住民
税が彦根市で課税されてい
ない人は、両年度の所得状
況把握できないため彦根
市からご案内はできません。
ご注意ください。

登録しよう銃砲刀剣類
文化財保護課
美術品、骨とう品としての
火縄銃などの古式銃や刀剣類
は、銃砲刀剣類所持等取締法
により登録することが義務づ
けられています。登録がされ
ていない銃砲・刀剣類は、他
人への譲渡はもちろん、所持
することもできません。必ず
登録してください。
平成20年度の登録審査の日
程は、次のとおりです。
日時と場所 ▼6月12日(木) 大
津合同庁舎7C会議室(大津
市松本一丁目) ▼10月16日(木)

登録希望者が持参するもの
①銃砲刀剣類(現物) ②警
察署発行の刀剣類発見届出
済証 ③審査手数料(1件
につき6,300円)または
再交付手数料(1件につき
3,500円)
問い合わせ先 園教育委員会
文化財保護課 ☎077-
5289-4672番



わたしのまちの「美しいひこね創造活動」体験記

だれもが憩う桜の名所を目指して

平田川沿いに「桜の通り抜け」を造る会

ベルロードと八丁目南北通り
の間の平田川沿いには、両岸
約800メートルにわたって、
120本の八重桜が植えられて
います。

この桜は、私たち「平田川沿
いに『桜の通り抜け』を造る会」
の会員120人が、市の助成を
受けて、平成13年に植樹したも
のです。植樹したあとも、会員
は、除草や剪定、病気や害虫の
防除などの保育活動をしていま
した。8年目の春を迎えた今年
も美しい花を咲かせました。

また、多くの会員が、自分が
管理している桜の周りに花壇を
設けて、四季折々の花を咲かせ
ています。このほか、桜の木に
詩が書かれた札を掛ける人や、
桜並木のごみ拾いをする人もい
て、活動の環も広がっています。

美しいひこね創造事業では、
私たちのようなボランティア活
動に対して、「彦」が交付され
ます。「彦」は、会の活動経費
として活用できるため、とても



▲毎年4月中旬ごろに満開となる
平田川沿いの桜並木

役立っています。
今では会員と、会の活動に賛
同された市民の皆さん、約60人
から「彦」を寄付してもらえる
までになりました。

このような温かい支援に込め
るためにも、平田川の桜が、10
年後、20年後も美しい花を咲か
せ、この地域が、市内の桜の名
所として、多くの市民の皆さん
に楽しんでいただけるように、
会員が協力して、頑張ってい
たいと思います。

問い合わせ先 園まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
Eメール: machizukuri@ma.city.hikone.shiga.jp

※このコーナーに登場する団体・グループを募集しています。詳しくは、園まちづくり推進室までお問い合わせください。